

岩手県告示第267号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川盛川水系に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター並びに大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。

令和5年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也